

## 令和7年第11回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年9月24日（水） 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船 田 浩

佐 藤 和 美

高 橋 隆 紀

照 井 睦 子

小 原 紀 実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 小 原 昌 江

総務課長 嶽間澤 健一郎

学校教育課長 中 村 隆 一

文化財課長 佐 藤 康 浩

学校給食センター所長 伊 藤 泰 樹

中央図書館館長 菅 原 真紀子

博物館館長 渋 谷 洋 祐

鬼の館館長 斉 藤 映 子

(2) まちづくり部

まちづくり部長 皆 川 礼一郎

生涯学習文化課長 高 橋 敦 史

スポーツ推進課長 矢 後 雅 之

(3) 健康こども部

子育て支援課長 久保田 達 夫

## 6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案4件が原案のとおり可決された。

議案第25号 北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

議案第26号 北上市教育委員会電子文書取扱規程

議案第27号 北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

議案第28号 北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長 ただいまから令和7年第11回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

教育長 それでは、日程第3 議事に入ります。

お謀りします。

議案第25号「北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」、議案第26号「北上市教育委員会電子文書取扱規程」及び議案第27号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、関連がありますので、一括して議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号「北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」、議案第26号「北上市教育委員会電子文書取扱規程」及び議案第27号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第25号 北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令、議案第26号 北上市教育委員会電子文書取扱規程及び議案第27号 北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、議案第25号 北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について申し上げます。

この訓令は、教育委員会において電子決裁を導入することに伴い、電子文書の取扱いを別規程において新たに定めるとともに、これまでの書面による文書の取扱いについて、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年10月1日とするものであります。

次に、議案第26号 北上市教育委員会電子文書取扱規程について申し上げます。

この訓令は、教育委員会において電子決裁を導入することに伴い、電子文書の定義、電子文書の事務処理等の電子文書の取扱いについて新たに定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年10月1日とするものであります。

次に、議案第27号 北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について申し上げます。

この訓令は、教育委員会において電子決裁を導入することに伴い、電子決裁をした文書に係る公印の使用について定めるほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年10月1日とするものであります。

以上3件について、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第25号、議案第26号及び議案第27

号について、御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

補足の説明はありますか。

総務課長

3つの例規改正は、いずれも10月1日から庁内の決裁手続に電子決裁を導入するためのものです。

議案第25号については、教育委員会における文書の取扱いを定めたもので、これまでも電子文書の規定はありましたが、電子決裁の導入に合わせ、その電子文書に係る規定を削り、別の規程として電子決裁の手順等を新規に規定することとしたほか、所要の改正をするものとなります。

議案第26号については、教育委員会における電子文書の事務処理、決裁手続について、新規に規定するものです。

議案第27号については、電子決裁の導入に合わせて改正するもので、これまでは、決裁済みの原義を公印管理者に提示し、公印使用の承認を受けていましたが、電子決裁では紙の原義がないため、文書番号を申し出て、公印管理者が決裁済みであることをシステムで確認することにより、公印使用を承認する手続とするものであります。

教育長

ただいまの説明について、御質問があればお願いします。

小原紀実委員

電子化に伴い、議事録への署名はどうなりますか。

総務課長

庁内における決裁手続は電子となるが、教育委員の皆様からの署名は、従来どおり書面にいただきます。

教育長

ほかに御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第25号、議案第26号及び議案第27号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号及び議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第28号「北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第28号 北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

この訓令は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されることに伴い、部分休業簿の様式を定めるほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年10月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第28号について、御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

補足の説明はありますか。

総務課長

資料に基づき説明させていただきます。

この度の改正の趣旨であります。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、教育委員会職員服務規程の一部を改正しようとするものであります。

1の制度変更の概要ですが、現行の部分休業は、1日につき2時間の範囲での取得のみであったのが、これが拡充され、1年につき10日相当の範囲内での取得ができるようになります。これに



